

当法人は、介護職員等特定処遇改善加算を算定しております。算定要件の一つである「見える化要件」について、計画書を以下のとおり定めています。当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、2020年度からの算定要件で、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

【取得加算種類（加算率）】

- ①処遇改善加算Ⅰ（加算率6.0%）
- ②特定処遇改善加算Ⅱ（加算率2.3%）

【特定処遇改善加算対象支給範囲】

本加算の趣旨である技術・経験のある介護職員の更なる処遇改善と、介護職員の人材確保と定着に重点化を図るため、支給対象範囲は

- ①技術・経験のある介護職員：開設から10年に満たない為、リーダー級職員
- ②その他の介護職員：リーダー級以外の全介護職員
- ③その他の職種：支給対象外

【キャリアパス要件】

- 1.職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている
- 2.職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている
- 3.就業規則等、明確な根拠規定を書面で整備している
- 4.介護職員の資質向上の為、研修の実施、機会の確保を行う
- 5.各種資格取得にかかる費用の助成、資格取得に際する資格手当の支給
- 6.経験年数（勤続年数）・資格取得に応じて昇給する仕組み

【職場環境要件】

- 1.資質の向上 : 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援
- 2.労働環境の改善 : 新人指導担当制度
介護ロボットやリフト等の導入
育児休業制度の充実
職場内コミュニケーションの円滑化
分煙スペースの整備
- 3.その他 : 介護サービス情報公表制度等の活用による見える化
中途採用者に特化した人事制度（勤務シフトの多様化）
障害を有する者でも働きやすい職場環境
非正規職員から正規職員への転換
職員の増員による業務負担の軽減